

気候変動訴訟の世界的動向：2026年概況

2026 snapshot

ジョアナ・セツァー、
キャサリン・ハイナム、
ティファニー・チャン



Global School of
Sustainability



Grantham
Research Institute
on Climate Change
and the Environment



Columbia Law School | COLUMBIA CLIMATE SCHOOL
SABIN CENTER FOR CLIMATE CHANGE LAW

グランサム気候変動・環境研究所は、2008年にロンドン・スクール・オブ・エコノミクス・アンド・ポリティカル・サイエンス（LSE）に設立された。同研究所は、経済学、金融、地理学、環境、国際開発、政治経済学の各分野における国際的な専門知識を結集し、気候変動と環境に関する政策に直結する研究、教育、研修を行う世界トップクラスの拠点として確立することを目指している。同研究所は、LSEのグローバル・サステナビリティ・スクールが運営主体となっている。 www.lse.ac.uk/grantham

執筆者について

ジョアナ・セッツァーは、グランサム気候変動・環境研究所の准教授級研究フェローであり、グローバル・サステナビリティ・スクールの「政治・法・ガバナンスシステムの動員」テーマの共同リーダーを務めている。

キャサリン・ハイアムは、グランサム気候変動・環境研究所の上級政策フェローである。

ティファニー・チャン氏は、グラントハム気候変動・環境研究所の政策フェローです。

謝辞

本報告書は、ジョアナ・セッツァーとキャサリン・ハイアムによる長編報告書『気候変動訴訟の世界的動向：2026年概況』を要約したものである。本報告書の作成は、マリア・アントニア・ティグレ、マーガレット・バリー、およびサビン気候変動法センターのピアレビューアー・ネットワークによるたゆまぬ尽力なしには実現し得えなかった。また、著者らは以下の皆様に感謝の意を表する。追加のデータ分析とグラフ作成を担当したアン・シートツマ氏およびジュリー・サイグサ氏、『Climate Policy Radar』の新しいツールや機能の利用を支援してくれたアーミネル・ロヴェル氏、優れた研究支援を提供してくれたエオイン・ジャクソン氏およびメレディス・ウォーレン氏、データ管理の支援をしてくれたエミリー・ブラディーン、そして報告書各セクションへの寄与をしてくれたジュゼッペ・ナグリエリ、ルーカス・ビアセトン、グスタボ・ロドリゲス、ジャミーラ・ジョイ・レイエス、ニコラス・ペトコフ、ノア・ウォーカー＝クロフォード、アン・シートツマ、ジュリー・サイグサ。

著者らは、以下の査読者に感謝する：アレクサンドル・ボニエ、ベン・バトロス、ダニエル・モレイラ、フィリッポ・ファントツツィ、フランカ・プエス、ジャクリン・ピール、ジョー・ユーデル、キム・パウワー、マーガレット・バリー、マリア・アントニア・ティグレ、マイケル・バーガー、レベッカ・マーキー＝タウラー。

ガビ・ガーシュニーがオリジナルのイラストを作成した。ニック・サーソン、ジョージナ・キリアク、サラ・キングが編集および制作管理を担当し、ジョセフ・アジェイがレポートのデザインを担当した。

ジョアナ・セッツァー、キャサリン・ハイアム、ティファニー・チャンは、本稿の執筆にあたり、グランサム環境保護財団およびクアドラチュア気候財団から資金援助を受けた。著者らには、本稿に影響を与えたとみなされる可能性のあるその他の関係や活動はない。

本報告書に記載された見解は著者のものであり、所属機関や資金提供者の見解を必ずしも代表するものではない。

誤りや記載漏れがある場合は、その責任は著者に帰属する。

AIの利用：著者らは、データ分析、コード生成、およびテキストの校閲を支援するために、Claude Sonnet 4.6およびOpus 4.6を使用した。すべてのコードは著者らによってレビューおよび確認された。さらに、Claudeは法的判例文書の読解および要約を支援し、その後、すべての直接的な引用について著者らによる確認が行われたほか、テキスト編集も支援した。本ツールによって、実質的な分析的結論、法的解釈、または政策論拠が生成されたことはない。すべての出力結果は著者らによってレビューされ、必要に応じて修正された。本出版物の内容に関する全責任は著者らにある。

本要約レポートは、2026年6月にグランサム気候変動・環境研究所により初めて公表された。

（著作権）

本文および報告書のデザイン © 著者ら、2026年。

図版 © ガビ・ガーシュニー、2026年。

CC BY-NC 4.0 ライセンスの下で提供。商用利用の許可申請は gri@lse.ac.uk までご連絡されたい。

推奨引用形式：

Setzer J, Higham C and Chan T (2026) Global Trends in Climate Change Litigation: 2026 Snapshot - Summary report. London: Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment, London School of Economics and Political Science.

邦訳：一原雅子（京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター・環境と法ユニット 特定助教）

はじめに

本年、グランサム研究所の年次報告書シリーズ『*気候変動訴訟の世界的動向 (Global Trends in Climate Change Litigation Snapshot)*』の第9版を発行した。2026年版は、2025年に提訴され、判決が下された事例に焦点を当て、世界的な気候変動訴訟の10年以上にわたる拡大と変遷を振り返っている。

本要約レポートでは、主要な調査結果を提示するとともに、以下に挙げる幅広いステークホルダーを対象とした政策および意思決定への示唆を明らかにしている。具体的には、政府、立法者および規制当局、裁判官および裁判所、企業、金融機関、市民社会組織および地域社会、ならびに科学者や研究者である。

本レポート全文（full report）と同様に、本要約も以下の5つのテーマに沿って構成されている：

1. 気候変動訴訟分野の、グローバルな気候ガバナンスにおける一側面としての継続的な**成熟**
2. 新たな地域、主体、法理論にわたる、同分野の継続的な**拡大と革新**
3. 一般的な気候アクションと、その1つである気候変動訴訟の双方に対して現に起こっている**反発**の規模と連動
4. 気候政策の実施に伴う政治的駆け引きやトレードオフにますます深く巻き込まれているこの分野の**複雑化**
5. 現実世界における気候訴訟の**実施状況およびその影響**に関する現在の知見

各項では各々の調査結果に続き、関連するステークホルダーグループに向けた知見を項末にまとめている。これらは一連の提言というよりは、気候変動訴訟に関与している、あるいはその影響を受けている多様な人々に、最新の分析結果を伝えようとする試みである。

本報告書では、2025年1月から12月までの期間について、以下の主要な傾向を確認した。

- 225年には249件の新たな気候訴訟が提起され、1986年以降の累計件数は3,600件を超えた。
- これらの訴訟の4分の3以上は、パリ協定が採択された2015年以降に提起されたものである。
- 訴訟が提起された国は62カ国に上り、10年前には僅か17カ国にとどまっていたところから大幅に増加した。2025年には、グレナダ、グアテマラ、カザフスタン、マレーシア、シンガポール、ザンビアで新たに訴訟が提起された。
- 米国は依然として訴訟件数が最も多い国であり、2025年には151件の新規訴訟が記録され、累計件数は2,078件となった。
- 2025年末時点で、米国以外でこれまでの累積件数が多かった管轄区域は、ブラジル（354件）、オーストラリア（193件）、英国（156件）、ドイツ（121件）、である。
- 2025年に提起された気候関連訴訟の81%は、気候変動対策整合型訴訟であった。

Box 1では、本要約レポートで使用される主要な用語を定義し、表1では、気候変動対策整合型の戦略的訴訟の分類および数値分析を示している。本要約レポートでは全体を通じて、これらの戦略分類等を用いている。

ボックス1. 用語の概要

気候変動訴訟：気候変動の科学、政策、または法に関する重要な問題を含む、司法機関および準司法機関に提起された訴訟。これは、サビン気候変動法センターが、当分析の主要な根拠である「**気候変動訴訟データベース**」にどの訴訟を含めるかを定義する際に用いている**定義**である。¹

気候変動対策支持型または気候変動対策整合型訴訟：公表された情報から判断して、気候変動の影響に対するレジリエンスの強化や温室効果ガスの排出削減といった、気候変動対策の目標を支援する結果を追求しているとみられる訴訟。

防御的気候訴訟：気候変動対策支持型訴訟の一分類であり、規制の後退に抵抗し、苦労の末に勝ち取った法的成果を維持するために提起される訴訟を指す。

気候変動対策反対型訴訟：気候変動対策を阻止、遅延、または後退させることを明瞭に意図して提起された訴訟。

気候変動対策中立型訴訟：気候変動対策の是非そのものに直接立ち入らず、また気候アクションの必要性に反対するのではなく、その設計や実施方法に対して異議を唱える訴訟。

戦略的訴訟：原告が、個別の訴訟で勝訴すると同時に、より広範な公の議論に影響を与えたり、気候変動対策に関連して特定の関係者グループの行動を変えたりすることを目指す訴訟。snapshotシリーズおよび本要約報告書は、戦略的訴訟の活用に焦点を当てている。

¹ サビン・センターのデータは、世界的な気候変動訴訟の動向に関する最も包括的な情報源である。しかし、近年では、その他の国別、地域別、テーマ別の訴訟データベースやメディア情報源も登場している。情報源の一覧については、報告書本文（フルレポート）のボックスAを参照のこと。

表1. 気候変動対策整合型訴訟にみられる戦略

2015年から2025年までに提起された戦略の種類と件数	2025－2026年の代表的な事件と動向 ²
A. 政府に対する枠組み（government framework）訴訟 国全体または地方レベルの経済・社会に影響を及ぼす気候目標および政策の野心度や実施の在り方に異議を唱える訴訟。 - 世界中でこれまでに少なくとも163件の訴訟が提起された 2025年には15件の新たな訴訟が提起された	Greenpeace Netherlands and 8 citizens of Bonaire v. The Netherlands ハーグ地方裁判所は、オランダ政府が適切な適応策を導入せず、排出削減において本国との公平な分担を果たさなかったことにより、カリブ海のボネール島の住民の権利を侵害し、差別を行ったとの判断を下した。
B. 気候考慮の統合を求める（integrating climate considerations）訴訟 気候変動に関する考慮、基準、または証拠を取り入れず、あるいは不適切に評価し、もしくは不適切に勘案した政策決定に異議を唱える訴訟。これらは通常、特定の政策やプロジェクトの停止または修正を目指し、政策決定において気候変動への懸念を主流化することを目的としている。 - 戦略的気候訴訟の中で件数が最大数を占めるカテゴリー 2025年に100件以上の新規訴訟が提起された	Denman Aberdeen Muswellbrook Scone Healthy Environment Group Inc (DAMSHEG) v. MACH Energy Australia Pty Ltd ニューサウスウェールズ州控訴裁判所は、当局がマウント・プレザント炭鉱の操業期間延長に関する承認において、同炭鉱が気候変動に与える影響だけでなく、気候変動が地域環境に与える影響についても考慮しなかったとして、当該承認を無効とする判決を下した。
C. 体系的な汚染者負担原則関連(Systemic polluter pays)訴訟（総排出量に関する責任）³ 企業の事業活動が地球規模の気候変動の一因となっていると主張し、気候変動に起因する損害または予見される損害に対する賠償を求める訴訟。多くの訴訟では、企業の製品が消費者に与える影響に関する誤った情報に関する主張が根拠とされている。 - 世界中でこれまでに少なくとも43件の訴訟が提起されている 2025年に新たに6件の訴訟が提起された	Ma et al. v. KEPCO et al. 韓国の農民らが、国内最大の温室効果ガス排出源である国営電力会社KEPCOおよびその子会社を相手取り、生計および精神的なウェルビーイングへの損害を理由に損害賠償を求めて提訴した。
D. 付随的な汚染者負担原則関連(Incidental polluter pays)訴訟 （違法行為によりもたらされた気候変動に起因する損害） 特定の地域における違法行為（例：違法な森林伐採や無許可の施設運営）が、温室効果ガスの排出や気候システムへの被害につながったと主張する訴訟。通常、公的機関が個人、企業、あるいはその両方を相手取って提起される。 - 世界中でこれまでに少なくとも241件の訴訟が提起されている 2025年には新たな訴訟は提起されなかったが、2024年には200件近くが提起された（いずれもブラジルで、すべて気候被害に対する損害賠償を求めている）	MPF v. Oliveira Lima 裁判所は、被告に対し、違法に伐採されたアマゾン熱帯雨林を原状回復するよう命じ、アマゾン研究所の炭素貯蔵量データおよびアマゾン基金の価格算定手法を用いて算定された、気候システムへの損害に対する賠償を命じた。集団的な精神的損害に係る賠償額は、物質的な損害賠償総額の5%と定められた。

² その他の事例については、報告書全文（フルレポート）を参照。

³ 今年の報告書では、従来の「汚染者負担」のカテゴリーを、「体系的な汚染者負担事例」と「付随的な汚染者負担事例」の2つに分類している。これは、企業が世界の温室効果ガス排出量に全体として与える影響に伴う被害に基づく事例と、森林破壊のような具体的な地域における被害を気候システムへの損害と結びつける事例との間にある重要な違いを反映したものである。

2015年から2025年までに提起された戦略の種類と件数	2025－2026年の代表的な事件と動向 ²
E. 企業に対する枠組み（corporate framework）訴訟 企業の事業活動全般にわたり、グループレベルの方針、コーポレート・ガバナンス、および意思決定の変更を要求することで、企業が大量排出活動を継続することを防止する基準の策定を目指す訴訟。 - 世界中でこれまでに少なくとも25件の訴訟が提起された 2025年に1件の新規訴訟が提起された	Greenpeace Italy et al. v. ENI S.p.A., the Italian Ministry of Economy and Finance and Cassa Depositi e Prestiti S.p.A イタリアの裁判所は、エネルギー企業 ENI およびその支配株主を相手取り、同社の過剰な排出が法的義務に違反していると訴えた非政府組織（NGO）、市民、および住民らによる訴訟について、本案審理に入ることを認めた。
F. 適応の失敗に対する責任追及（failure-to-adapt）訴訟 気候リスクを考慮しなかったとして、政府や企業を訴える訴訟。 - 世界中でこれまでに少なくとも89件の訴訟が提起された 2025年に4件の新規訴訟が提起された	Conservation Law Foundation v. Shell Oil Co. (New Haven Terminal case) 環境保護財団がシェル社を相手取り、気候変動に起因する洪水が発生した場合に石油貯蔵施設に伴うリスクから地域社会を保護するためシェル社が講じた措置が不十分であると主張して、宣言的判決等を求める訴訟。本報告書執筆時、証拠開示手続きの段階が進められている。
G. 移行リスク（transition risk）訴訟 企業の成功を確保する責務を負う取締役、役員、その他の関係者による移行リスクの（不適切な）管理の在り方を対象とする訴訟。このカテゴリーは本報告書執筆時、資本配分にあって環境・社会・ガバナンス（ESG）要因を考慮することを制限する規制措置に異議を唱える訴訟も対象に含めるよう拡大されている。 - 世界中でこれまでに26件の訴訟が提起された 2025年に新たに4件が提訴	Glass, Lewis & Co. v. Paxton 議決権行使助言会社は、ESG要因を考慮する場合、その助言が「もっぱら」株主の財務上の最善の利益に基づいているものではないことを公表することを義務付ける、米国テキサス州の法律に異議を申し立てた。
H. 気候ウォッシング（climate-washing）訴訟 低炭素社会への移行への貢献に関する政府や企業の不正確な説明（narrative）に異議を唱える訴訟、あるいは気候科学の信用を傷つけようとする誤情報や偽情報キャンペーンに異議を唱える訴訟。 - 世界中でこれまでに少なくとも226件の訴訟が提起された 2025年には31件の新規訴訟が提起された	Greenpeace France and Others v. TotalEnergies SE and TotalEnergies Electricité et Gaz France パリ司法裁判所は、トタルエナジーズが「カーボンニュートラルの達成」と「エネルギー転換における主要な役割」という二重の目標を掲げる広報活動を通じて消費者を誤解させていると主張したNGO側の原告の訴えを認める判決を下した。
I. 資金打ち切り（turning-off-the-taps）訴訟 気候変動対策に沿わないプロジェクトや活動への資金の流れに異議を唱える訴訟。 - 世界中でこれまでに少なくとも49件の訴訟が提起された 2025年に5件の新規訴訟が提起された	Friends of the Earth U.S. v. Export-Import Bank of the United States モザンビークにおける液化天然ガス（LNG）プロジェクトへの融資を承認した米国輸出入銀行を相手取って提起された訴訟。

1. 成熟しつつある分野

気候変動訴訟は、以下の2つの側面において成熟しつつある。それは、国家の義務をより明確にしつつある側面化と、企業の説明責任内容が暫定的に明確化・浸透した側面である。これらはいずれも、進化し続ける科学的な証拠を基盤として実現した。

国家が気候変動対策を講じるべき義務については、国内、地域、国際の各裁判所の間で統合的に捉えられつつある。

- 2015年以降、政府を相手取って提起された215件の訴訟が、「最上位審級の裁判所」（通常、新規または重大な法的問題を審理する各管轄区域の最高裁判所）への上訴に至っている。
- これらの訴訟における判決の半数以上は、気候変動対策にとって肯定的な結果をもたらしたものと解釈できる。

政府に対する枠組み訴訟が、最高裁に持ち込まれるケースが増加している。勝訴した事例には、オランダ、ブラジル、コロンビア、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、ネパール、パキスタン、韓国、英国の裁判所による、今や著名な判決が含まれる。しかし、その結果は国や地域によって大きく異なる。

各国の気候訴訟は孤立して進展しているわけではない。国際裁判所や地域裁判所（翻訳者注：EU裁判所のような複数の国を管轄する裁判所）は、一貫性のある気候変動に関する義務の体系を構築しており、これが新たな国内訴訟を後押ししている。2024年から2025年の間に、国際海洋法裁判所（ITLOS）、米州人権裁判所（IACtHR）、国際司法裁判所（ICJ）から3件の主要な勧告的意見が発表された。ICJの意見に対する政治的な反応は、2026年5月20日、国連総会がその結論を歓迎する決議を採択したことで、さらに重要な一歩を踏み出した。これら3つの勧告的意見が公表されてから数ヶ月も経たないうちに、世界中の国内裁判所で引用されるようになった。こうした展開は、地政学的に多くの州で環境保護が政治的優先事項としての地位を低下させられている、物議を醸す局面である。問題はもはや、気候変動に関する義務が法的に存

在するかどうかではなく、その義務を制度的な緊張状態の下でいかに効果的に機能させることができるか、という点にある。

主要な示唆

- **政府、立法者、規制当局へ：**
気候変動に対処する国家の義務は、多くの国で確立された法理となっている。問題はもはや「行動すべきか」ではなく、排出量を削減し、気候変動の影響から人々を守るための措置が「十分であるか」どうかである。
- **裁判官および裁判所へ：**
現在、多くの気候変動に関する議論は、国際的に重要な権威を持つようになっている。勧告的意見、地域裁判所の判決、および国内最高裁判所の裁定は、世界のあらゆる司法制度の裁判所が参照できる法的権威の体系を形成している。
- **市民社会、NGO、および影響を受ける地域社会へ：**法理の確立は、新たな訴訟の可能性を強化する。10年前には斬新だった主張も、現在では相当な説得力を持つに至っている。加えて、国内の裁判手続きにおいても、国際的な法的権威を活用する経路は複数存在する。



化石燃料プロジェクトに対する政府の承認に異議を唱える訴訟には大きな勢いがあり、これらの訴訟は、プロジェクトが世界の排出量に与える影響と、地域社会への気候変動の影響の両方を標的としている。

- 国際裁判所や地域裁判所は、スコープ3排出量の評価などを通じて、化石燃料プロジェクトによる気候への影響を考慮する義務が国家にあることを確認している。2025年10月の欧州人権裁判所による[Greenpeace Nordic and Others v. Norway](#)判決が、その最近の例である。
- 化石燃料の探査・生産に加え、[空港](#)やバイオマスなどのエネルギー発電その他の形態等の、排出量の多いインフラも、裁判の対象とされている。

新規プロジェクトに対する環境影響評価（EIA）の実施を義務付ける法律は、世界のほぼすべての国で制定されている。近年の欧州の上級裁判所や地方裁判所の判決、および3件の勧告的意見は、影響を適切に反映するためには、バリューチェーン全体にわたる排出量を評価しなければならないという認識が高まっていることを示している。

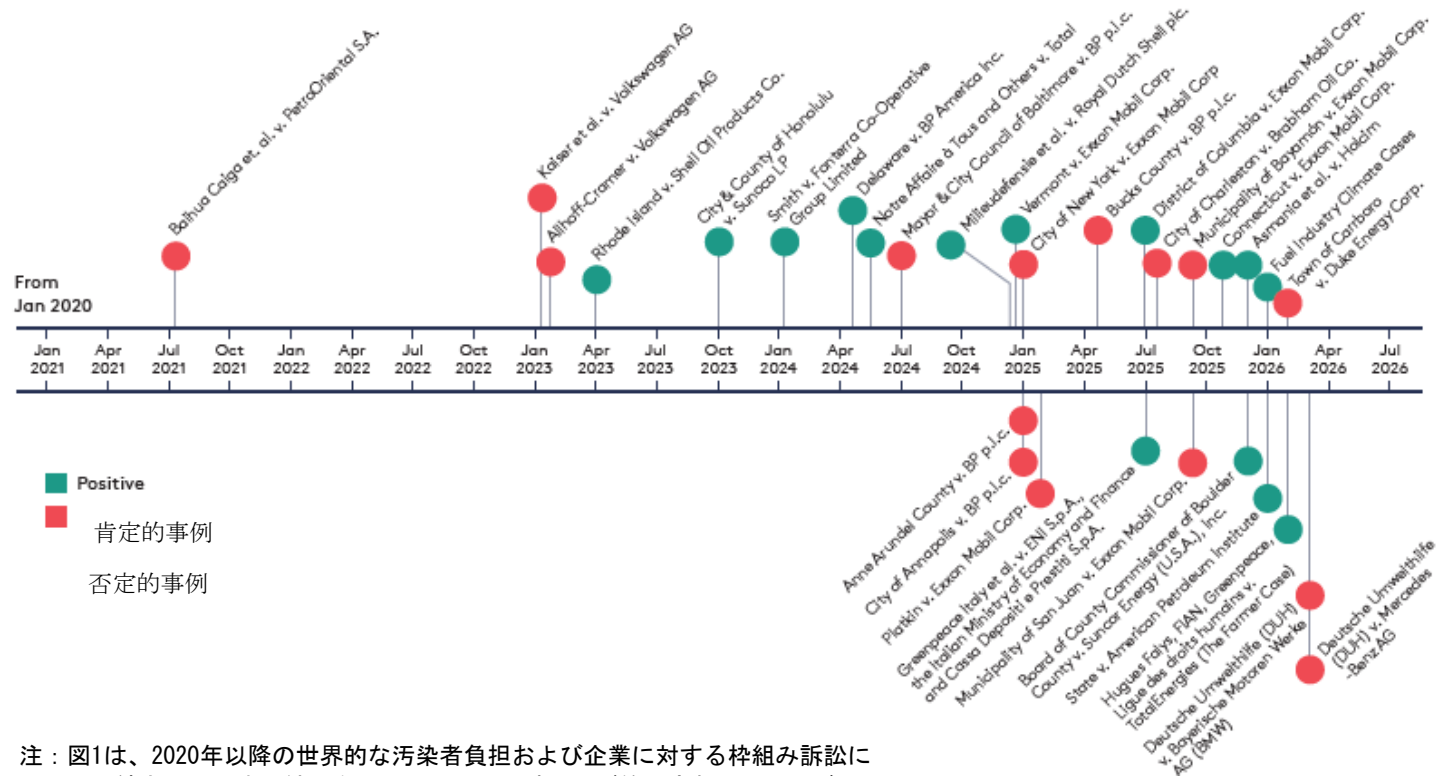
主要な示唆

- 政府、立法者、規制当局へ：**気候影響評価（EIA）の必要性への認識は国際的に浸透しつつある。多くの国で、下流（downstream）の排出量を明示的に考慮していない EIA は異議を申し立てられる可能性がある。
- 企業へ：**訴訟リスクや遅延を軽減するため、EIA では、世界の排出量への寄与と、当該地域における具体的な気候への影響の両方を包括的に対象とすべきべきである。
- 金融機関へ：**慎重なリスク管理のためには、プロジェクト・ファイナンスにおける EIA に対するデューデリジェンスの強化が必要である。

「汚染者負担原則」に基づく訴訟や企業に対する枠組み訴訟は、訴訟手続上の初期にある障壁を乗り越えるケースが増えている。こうした企業を相手取った訴訟の進展は、政府を相手取った訴訟の進展と密接に関連している。

- 2020年までは、気候変動に関連する被害に対する企業の関与を争う訴訟のうち、法的に受理可能と宣言されたのは1件のみであった。しかし2020年以降、受理可能性が認められるという重要な判断が行われた30件の訴訟のうち、半数において本案審理の進行が認められている（これらの訴訟の一部は本報告書執筆中も上訴中である）。

- 調査対象となった25件の企業に対する枠組み訴訟のうち、70%以上で原告側が政府に対する枠組み訴訟を引用していた。判決が下された事例では、政府に対する枠組み訴訟との関連性が関連文書の少なくとも50%で確認された。
- 欧州では、これまでの不成功に終わった「汚染者負担」や企業に対する枠組み訴訟に関する一連の訴訟を基盤として、新世代の訴訟が提起されている。具体的には、ドイツで提起された[Pakistan Climate Cost Case](#)、英国での[Casquejo and others v. Shell](#)
- [plc and another \(the Odette Case\)](#)、そしてオランダでミリューデフェンシーがシェル社を相手取って提起した[第2の訴訟](#)などである。



注：図1は、2020年以降の世界的な汚染者負担および企業に対する枠組み訴訟における手続き上の判決の結果を示している。当該問題が第一審裁判所および1つ以上の控訴裁判所によって審理された場合、タイムラインには最高裁判所の判決を含めている。

これまでのところ、体系的な汚染者負担訴訟と企業に対する枠組み訴訟で、法理と事実の両面において勝訴した事例は一つもない。しかし、裁判所はこうした主張を検討する姿勢を強めている（図1参照）。訴訟当事者は、政府に対する訴訟の数々を通じて中で統合されつつある国家の義務を足掛かりとしている。しかし、企業に対する訴訟については、三権分立（行政、立法、司法の権限を分立させる原則）などの主張を理由に、依然として却下され続けている。

主要な示唆

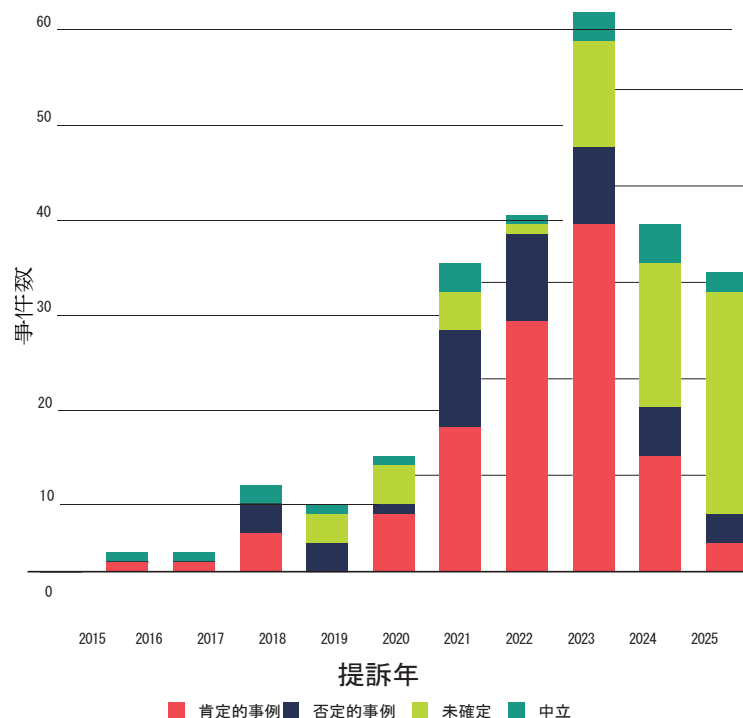
- **企業へ**：企業の気候変動に関する法的責任は、重要な転換点を越えた。もはや責任の有無が議論的となる段階ではなく、どの段階で、どのような証拠に基づいて請求が認められるかという段階に移行しているようだ。
- **裁判官および裁判所へ**：裁判所は、損害賠償や排出削減命令を求める企業の気候変動訴訟について、本案審理を行ったうえで判断する姿勢を強めている。こうした訴訟がどういった事実的・方法論に依拠しているかについて見識を持つことが重要である。
- **科学者および研究者へ**：新たな科学的研究が、これらの訴訟の証拠基盤となっている。その中で、気候変動影響に脆弱な沿岸地域の地域的なデータの不足が、証拠上の障壁として指摘されている。

気候ウォッシング訴訟は、企業の気候変動に関する主張に対する基準を明確化しつつあるが、新規訴訟の提訴ペースは鈍化しており、注目は企業の完全な不作為（訳者注：気候変動対策を全くしないこと）へと移りつつある可能性がある。

- これまでに判決が下された気候ウォッシング訴訟の65%以上で、原告側の勝訴判決が確定している。
- しかし、新規提訴件数の伸びは鈍化しており、2023年の58件から、2024年は36件、2025年は31件へと減少している。

気候ウォッシングは依然として企業に対する訴訟に

図2. 2015年から2025年までの提訴年別および結果別の気候ウォッシング事例



注：「未確定」は、案件が現在進行中であることを示す。「中立」は、結果を「肯定的」か「否定的」のどちらに分類すべきか判断できなかったことを示す。これは和解の文脈でよく用いられる。

おける最も一般的な類型であり、これまでの判決は原告に有利な傾向にある。今年見られる提訴件数の鈍化は、環境・社会・ガバナンス（ESG）アジェンダに対する広範な反発と関連している可能性がある。NGOや規制当局が、（訳者注：気候変動対策への）企業のコミットメント継続を妨げかねない訴訟を提起することに、より慎重になっているためだ。同時に、これは企業が十分な裏付けなく自社の製品等が環境に優しい旨の表示を行うことに対するリスクや、エビデンスに基づく情報開示に関する改善された指針を実施する必要性等について、認識を高めていることのあらわれでもあり得る。今後の訴訟では、「言行不一致」ではなく、完全な不作為がより集中的に争われる可能性がある。しかし、「グリーン・ハッシング」（サステナビリティに関する表示を一切控えること）を行っても、訴訟リスクがなくなる

わけではない。ブラジルの [IDEC v. GOL Linhas Aéreas](#) 事件では、格安航空会社GOLによる、提携企業が発行するデジタルトークンを購入することで、消費者がフライトによる排出量を相殺できるよう促す「乗客向けオフセットプログラム」広報を取りやめた後に、消費者保護NGOであるIDECがウォッシングであるとして同社を訴えた。

主要な示唆

- **企業へ**：十分な根拠に基づく移行計画は、訴訟リスクを低減する。気候ウォッシング訴訟は引き続き高い勝訴率を維持している。誠実かつ裏付けのある情報開示は訴訟リスクを低減するが、沈黙（ハッシング）や先制的な撤退はそうではない。
- **政府、立法者、規制当局へ**：広告規制は民間セクターの気候変動対策への意欲を引き出し得る。同時に、企業が根拠のない「グリーン」な主張を行い、誤った進捗感を与えないようにすべきである。

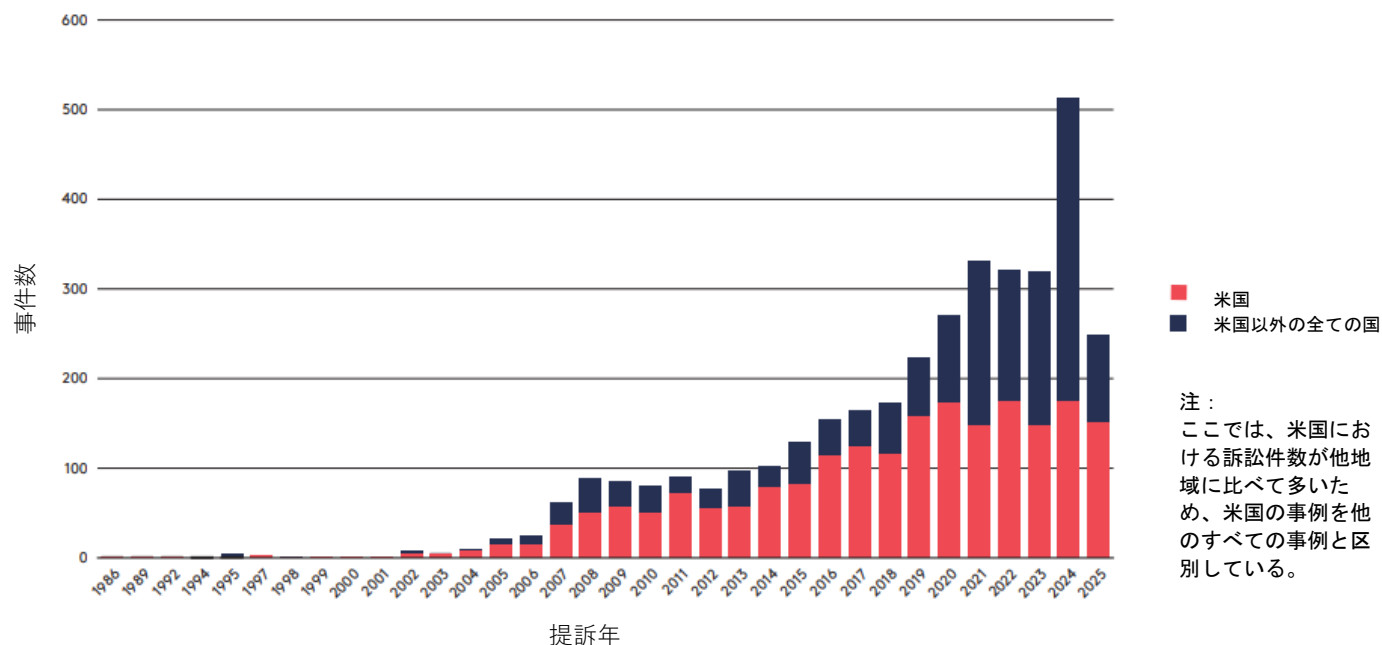
2. 拡大と革新

気候変動訴訟は、新たな管轄区域でも引き続き提起されている。新たな被告、原告、争点が現れ、気候変動訴訟の範囲と、訴訟が達成し得る事柄の範囲を拡大させている。

気候変動訴訟は、その地理的範囲を拡大し続けているが、その広がりにはばらつきがある。新たな訴訟が孤立して発生することはめったになく、この分野は相互につながった国境を越えた生態系として機能している。

- 現在、62カ国で事例が確認されており、2015年のわずか17カ国から増加している。
- 提訴された事案の81%は「グローバル・ノース」で、14%は「グローバル・サウス」で、5%は国際裁判所または地域裁判所で提起されている。

図3. 年別提訴件数（1986年～2025年）



新たな訴訟では、他の法域の訴訟戦略を模倣・適用させる傾向が見られる。判例が最も頻繁に引用される国として、オランダ（52回）、米国（48回）、英国（29回）、ドイツ（28回）が挙げられる。

各事件間の引用を追跡すると、国境を越えた交流の新たなパターンが浮かび上がる。すなわち、訴訟当事者や裁判官は、確立された法的原則を気候変動に関する問題に適用する際、似通った課題に直面している。変化。例えば、環境NGO「リンバウォッチ（RimbaWatch）」がマレーシアで提起した新たな訴訟では、政府各省庁が化石燃料企業の広告を規制していないことを問題視している。この訴訟では、同地域の他の管轄区域で実施された気候ウォッシングに対する執行措置を明示的に参照し、国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見も引用している。

主要な示唆

- **裁判官および裁判所へ：**管轄区域をまたぐ判例引用は頻繁に行われている。たとえ外国の判決に自国の先例としての価値がない場合でも、他の裁判所が類似の問題についてどのように論じたかを認識することで、新たな問題への洞察を得ることができる。
- **政府、企業、金融機関へ：**気候変動をめぐる訴訟は、新たな管轄区域で増加の一途をたどっており、訴訟当事者同士が互いに学び合っている。訴訟リスクを管理するには、世界的な動向を理解することが不可欠である。
- **市民社会、NGO、および影響を受ける地域社会へ：**国境を超えた戦略の相互参照が加速している。しかし、訴訟戦略は現地の状況や法制度に合わせて調整されなければならない。

図4. 世界各国の国内裁判所に提起された訴訟件数（1986年から2025年末まで）

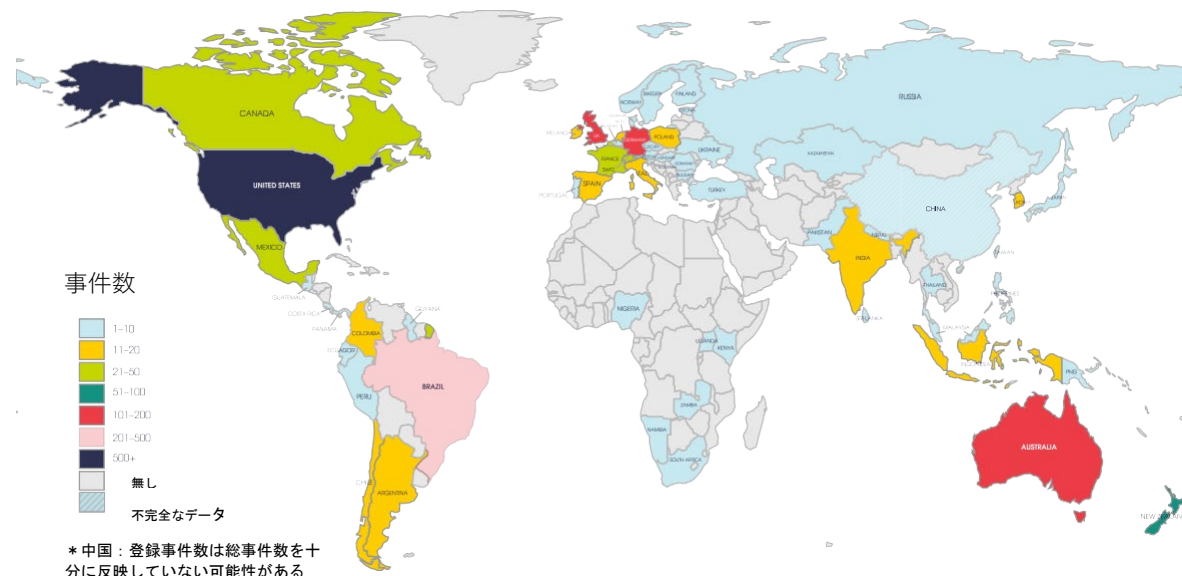
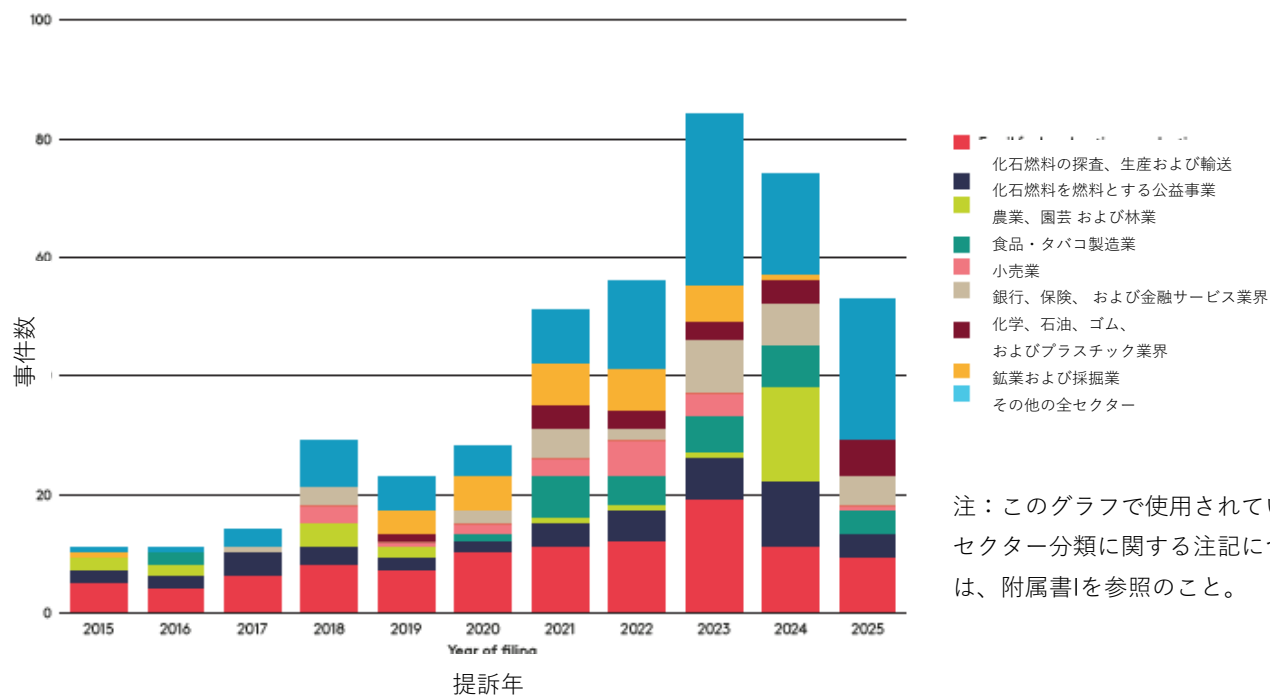


図5. 企業に対する提起された気候変動対策整合型の戦略的訴訟件数（主たる被告企業業種別、2015 -



注：このグラフで使用されているセクター分類に関する注記については、附属書Iを参照のこと。

2025）年）

企業の気候変動訴訟には新たな局面が現れており、被告となる企業の範囲は拡大し続けている。

- 2025年には、エネルギー、金融、運輸、不動産、消費財などの分野にまたがり、企業を相手取った気候変動対策整合型の戦略的訴訟が50件以上提起された。これにより、2015年以降の総件数は434件となった。
- これらの訴訟のうち、少なくとも42件では、国有企業や金融機関（多国間機関を含む）が被告となっている。そのうち40%以上が2023年以降に提起されたものである。

企業を対象とした気候変動訴訟が着実に増加していることは、気候変動対策の責任が化石燃料の直接生産者だけにとどまらないという認識が広がっていること、そして排出量の多い活動のサプライチェーンに関わるあらゆる関係者を特定する上で、訴訟当事者の見識がますます洗練されてきていることを反映している。これには、例えばブラジルでの森林破壊の一因となっているサプライチェーンに関する個々の土地所有者も含める。

主要な示唆

- 企業および金融機関へ：** サプライチェーンのより下流に位置する新たな被告も、今や気候変動訴訟の対象範囲に含まれるようになった。変化し続ける気候変動訴訟の動向を注視し、潜在的なリスクを評価することは、慎重なリスク管理の一環である。
- 政府、立法者、規制当局へ：** 企業を対象とした気候訴訟が拡大するにつれ、気候変動に関連する被害の緩和および対処に関する責任を割り当てるための立法上および規制上の代替案が、ますます緊急の課題となるだろう。

NGOによる戦略的訴訟と並行して、政府や政府系機関、保険会社、株主も、原告としてより積極的に関与するようになってきている。

- 気候変動関連訴訟の70%以上は、NGO、個人、あるいはその両者が共同で提起している。世界的に見ると、若者や先住民族が最も頻繁に言及される脆弱なグループとなっている。
- ブラジルでは、検察当局が（2024年以降）違法な森林伐採を対象とし、責任者に対して気候システムへの損害に対する賠償を求める訴訟を200件近く提起している。欧州では、欧州中央銀行が、気候・環境リスクの評価を怠ったとして2つの銀行に対して是正措置を発動した。一方、オーストラリアでは、消費者および投資家保護の監視機関が、是正措置を求める原告として積極的に活動している。
- 金銭的損失の回復を求める必要性から、保険会社や株主は、異常気象の発生後に損害賠償請求を行っている。

主要な示唆

- **企業および金融機関へ**：気候リスクおよび気候変動への寄与は、少なくとも一部の国においては、財務的影響を伴う争点として、本案事項として扱われている。
- **市民社会、NGO、および影響を受けたコミュニティへ**：気候変動に関する説明責任を求める主張は、より幅広い請求者によって、より幅広い被告に対して行われている。

気候政策の分野で議論されている新たなテーマが、気候訴訟の案件にも取り入れられつつある。これには、二酸化炭素除去インフラ、データセンターの気候への影響、プラスチック汚染などが含まれる。

- CO2除去に関連する訴訟では、米国における地下貯留プロジェクトに対する財産権の異議申し立て、EUの石油・ガス供給業者に対する炭素貯留能力の整備義務、そして政府が排出目標を達成するために炭素除去にどの程度依存できるかという問題などが取り上げられている。
- データセンターは、その環境負荷の大きさから、訴訟の焦点となっている。
- 気候訴訟とプラスチック汚染訴訟は、両方に携わる企業や産業プロセスが重複していることから、ますます融合しつつある。

主要な示唆

- **政府、立法者、規制当局へ**：訴訟の動向は、先を見越した規制の導入が有益となる分野を示す手がかりとなり得る。同時に、新たな規制は、これまでにない形態の訴訟や執行措置を招く可能性もある。
- **企業および金融機関へ**：開発業者や資金提供者は、訴訟リスクについて先を見越した評価を行うべきである。

“

「企業を対象とした気候変動訴訟が着実に増加していることは、気候変動対策の責任が、化石燃料の直接生産者だけにとどまらないという認識が広まっていることを反映している。」

3. 逆行：気候対策に反対する訴訟、市民社会の活動空間と司法へのアクセスの縮小、および防衛的訴訟の台頭

気候変動対策は逆風と高まる抵抗に直面している。この反発には、気候変動対策に直接反対する「反気候訴訟」、市民社会および司法の活動空間の縮小、そして規制の後退に対応する「防御的訴訟」という、相互に交差する3つの法的側面がある。

特に米国では、規制の後退、資金凍結、そして訴訟を通じて、気候変動対策への反対の動きが進んでいる。米国の気候訴訟の状況と他の地域の状況との間の格差は拡大している。

- 2025年に提起された訴訟の約12%は、気候対策に反対する訴訟とみなすことができる（計31件）。この傾向は米国において最も明確であり、最も詳細に記録されている。
- 2025年には、米国外で確認された気候変動対策に反対する訴訟はわずか4件にとどまった。

現在の米国政権は、トランプ政権第1期の先例を踏襲し、州や自治体の気候変動対策に異議を唱える、これまで以上に積極的な気候変動対策に反対する訴訟当事者となっている。ESGの取り組みに反対する訴訟も引き続き増加している。2025年には *Spence v. American Airlines* 事件において、反ESGの立場を採る原告らが注目すべき勝訴を収めた。この事件でテキサス州の連邦裁判所は、アメリカン航空が、企業の利益や投資マネージャーのESGへの関心を、従業員の退職年金制度の管理において考慮することを許容したことで、受託者義務に違反したと判断した。

主要な示唆

- **企業へ**：ESG開示に関する規制の状況がさらに細分化される中では、管轄区域ごとに慎重な評価を行うことが不可欠である。
- **政府、立法者、規制当局へ**：米国の動向を注視することで、他の地域で気候変動対策に対する訴訟がどのように発生する可能性があるかについての手がかりが得られる可能性がある。
- **市民社会、NGO、および影響を受ける地域社会へ**：各組織は、気候変動対策に反対する訴訟の戦術に関するリソースの共有や知識の交換をさらに進める余地がある。

気候変動に関する抗議活動と気候訴訟の両方を封じ込めようとする立法上の取り組みは、より多くの管轄区域へと拡大している。

- 気候変動活動家を威嚇するために、市民参加を対象とする戦略的訴訟（SLAPP）が提起されている。[ビジネス・アンド・ヒューマンライツ・センター](#)が世界的に記録しているように、SLAPPの大部分には何らかの刑事告発が含まれている。これに対し、気候変動活動家たちは、SLAPP対策の保護措置が整備された法域で、企業を相手取った訴訟を圧倒的に多く提起している。
- これと並行して、[ニュージーランド](#)や[ドイツ](#)では企業に対する気候訴訟を阻止するための新たな立法措置が、また米国では州による企業規制の取り組みを阻止するための措置が、[それぞれ](#)浮上している。

市民社会の活動空間が縮小していることは、将来起こりうる訴訟の範囲や、司法へのアクセスから恩恵を受けられる対象の境界形作っている。最近の最も注目すべきSLAPP訴訟である、[Energy Transfer LP v. Greenpeace International](#) 事件では、2025年3月、ノースダコタ州の陪審団が、ダコタ・アクセス・パイプラインに反対する「スタンディング・ロック抗議活動」を支援した役割をめぐり、グリーンピース・インターナショナルに対し、エナジー・トランスファーLPに6億6700万米ドルの賠償金を支払うよう命じた。現在、裁判官がこの賠償額を半減させたものの、その抑止効果は甚大である。グリーンピース・インターナショナルは、この訴訟に対し、オランダの反SLAPP法に基づき、オランダの裁判所に反SLAPP手続きを申し立てた。SLAPP訴訟は、小規模な組織に過大な負担を強いる。

主要な示唆

- **市民社会、NGO、および影響を受けた地域社会へ**：企業を被告とする場合、原告は裁判地の選定にあたり、SLAPP訴訟のリスクを考慮しなければならない。SLAPP対策法の制定を求める運動は、司法へのアクセスを拡大する可能性がある。
- **政府、立法者、規制当局へ**：市民活動の空間を狭め、規制上の解決策なしに気候変動関連訴訟を封じ込めようとする動きは、気候変動に関連する被害を受けた人々や納税者に、気候変動対策の不作为によるコストを負担させることになる。



©2026 Gabi Gershuny

防衛的気候訴訟（規制の後退や資金凍結に抵抗する訴訟）は新しい現象ではないが、現在の政治環境下において、その規模と地理的広がりは著しく拡大している。

- 米国では、2025年に提起された気候訴訟の約20%が、防衛的訴訟に分類される。
- 欧州では、市民社会が、欧州委員会が推進する規制簡素化に向けた「オムニバス法案」の一部の合法性について懸念を表明しており、また、EUオムニバスマンに対して苦情が申し立てられている。
- ブラジルでは、成功を収めてきた自主的な環境ガバナンスの仕組みである「大豆モラトリアム」（翻訳者注：2006年にアマゾン地域の森林破壊を防ぐ目的で結ばれた、大豆業界の自主的な協定）を終了させることを目的とした州法に対し、連邦最高裁で係争中の訴訟（ADI 7775およびADI 7774）が提起されている。

NGO、州司法長官、および地方自治体は、規制の後退に異議を唱えるため訴訟を起こしている。これは2026年の残りの期間を通じて注視すべき重要な分野となるだろう。特に、2月に予定されている米国環境保護庁（EPA）による温室効果ガスの危険性認定の撤回は、米国の連邦気候規制の多くを支える基盤であるため、注目される。

主要な示唆

- 政府、立法者、規制当局へ：規制緩和は、防衛目的による訴訟を通じて争われる可能性がある。これにより、規制緩和を推進する政府には訴訟リスクが生じる。
- 市民社会、NGO、および影響を受ける地域社会へ：気候変動対策の野心を高める取り組みから資源が流用されることになっても、規制緩和や規制撤廃に反対するためには、気候変動対策の保護を目的とした訴訟が必要となる可能性がある。
- 科学者や研究者へ：米国環境保護庁（EPA）による「陰性認定の撤回が、米国の連邦気候規制に及ぼす影響は極めて重大であり、科学界の関与が求められることになる。

4. 複雑性：気候変動対策中立型訴訟

すべての気候訴訟が、気候変動対策に明確に賛成あるいは反対しているわけではない。気候政策の策定や実施の方法、および移行に伴う負担の配分が適法であるかどうかを判断するよう、裁判所への要請がますます高まっている。

公正な移行に関する訴訟では、特に重要鉱物や炭素市場に関連して、国境を越えた問題が絡む可能性が高い。

- 「公正な移行」をめぐる訴訟とは、気候変動対策によって構造的に不利な立場に置かれている、あるいは将来そうなることが予想される個人やコミュニティ、あるいはそれらを代表する者によって提起される訴訟を指す。
- ビジネス・アンド・ヒューマンライツ・センターによると、2009年以降、エネルギー転換を支える再生可能エネルギーや鉱物プロジェクトによって被害を受けた先住民族、気候変動や環境汚染などの悪影響を最も早く、そして最も深刻に受ける地域社会、人権擁護者、労働者らによって、世界中で95件の訴訟が提起されている。
- 一部の訴訟には国境を越えた側面があり、例えば、人権デュー・ディリジェンスの枠組みを通じて、気候・環境正義を求める主張を追求するために、グローバル・サウス地域のコミュニティと協力している欧州のNGOなどが挙げられる。重要鉱物の採掘や炭素クレジット制度の地理的分布を考慮すると、この傾向は今後も続くものと見られる。
- 2025年には、オーストラリアの「*In re Dartbrook Operations Pty Ltd*」事件において、新たなタイプの「公正な移行」をめぐる訴訟も発生した。この事件は、ニューサウスウェールズ州の炭鉱閉鎖計画が労働者に与える影響に関するものであり、新たなグリーンエネルギー経済への移行によって現在「座礁資産」と化した既存資産の段階的縮小をめぐり、分配的正義に関する懸念が提起された（翻訳者注：本レポート係属中）。

主要な示唆

- 政府、立法者、規制当局へ：移行プロセスには固有の法的課題が伴う。「公正な移行」に関する訴訟は、包括的なプロジェクト設計と真摯な事前協議の重要性を浮き彫りにしている。また、異なる利害関係をどのように調整すべきかを明確にする立法の必要性を示唆している可能性もある。
- 市民社会、NGO、および影響を受ける地域社会へ：気候変動に関連する訴訟は、より多くの地域社会を支援する形で拡大している。移行がもたらす地域的および国境を越えた影響の両方を考慮することが重要である。

「グリーン対グリーン」の訴訟は、生物多様性の保護や種の保全を規定する枠組みと、気候変動対策や脱炭素化を規定する枠組みとの間で、緊張が高まっていることを浮き彫りにしている。

- 「グリーン対グリーン」の訴訟は、インド、ルーマニア、オーストラリアなど、さまざまな地域で報告されている。ハンブルク大学が運営するCLICCS気候訴訟データベースには、風力・太陽光発電インフラの展開を制限しようとするドイツ国内の事例が22件記録されている。
- 明確な法規制がない中、裁判所は、急速な脱炭素化の必要性と、再生可能エネルギープロジェクトによって影響を受ける可能性のある特定の生態系、種、景観を保護する義務とのバランスを取ることを求められている。

主要な示唆

- 政府、立法者、規制当局へ：エネルギー転換インフラの拡大を支援する環境づくりと、環境に対する十分な保護の確保とのバランスを取るには、繊細な調整が求められる。
- 企業へ：再生可能エネルギー開発事業者は、法的リスク、コスト、遅延を軽減するため、各管轄区域において、計画・環境に関する法的・規制の枠組みがどのように相互作用するかを検討することが重要である。

適応に関連する訴訟は依然として少数にとどまっているが、気候変動への適応に関する考慮事項を含む、新たな種類の気候変動対策中立型訴訟群が出現している。

- 戦略的な気候変動訴訟の大部分は緩和策に関するものである。サビン・センターの気候変動訴訟データベースにおいて、適応関連のトピックに言及している事例はごくわずかである。31%の事例には適応に関する言及がなく、より深く関与していると思われる事例はわずか26%にとどまる⁴。気候リスクが深刻化するにつれ、またとりわけ気候ガバナンスの実施が不十分であることを考慮すると、この状況は変化し始める可能性がある。
- 2025年から2026年にかけて、適応に関する訴訟では新たな対立が浮き彫りになっている。ある訴訟では、緩和目標や長期的な気候レジリエンスと矛盾する新たなインフラを正当化するために適応が引き合いに出されている一方で、他の訴訟では、グローバル・ノースとグローバル・サウスの分断にまたがる分配上の懸念が提起されている。

4 これは気候訴訟の定義がグローバル・ノースのパターンを前提とすることに起因する可能性がある。グローバル・サウスにおける干ばつ、土地紛争、農業債務に関連する事例は、根本的には気候変動に対する脆弱性、適応、権利等の問題に関わるもので、狭義の気候訴訟として分類されていない。

現在、適応に関する訴訟の多くは、意思決定者に対し、避けられない気候変動の影響に備え、計画を立てるよう促すことを目的としている。しかし、気候変動対策中立型訴訟における訴訟では新たな動向が現れつつある。ブラジルのADPF 1215 (Paving of BR-319) 事件は、ある種の緊張関係を浮き彫りにしている。アマゾン川の水位に影響を及ぼす干ばつの悪化により、新たな道路網の整備が求められている一方で、道路建設は森林破壊を加速させ、数十億メートルトンのCO₂を排出することになる。南アフリカの2つの事例は、別の緊張関係を示している。保険会社は、インフラの維持管理の不備が洪水による工業地帯の壊滅的な被害を招いたと主張し、自治体や国有企業に対して洪水による損害の賠償を求めている。もしこれらの訴訟が認められれば、限られた公的資源は、洪水による物理的な負担を最も大きく負った地域社会ではなく、グローバル・ノースの企業の保険金支払いに振り向けられることになるだろう。

主要な示唆

- **政府、立法者、規制当局へ：** 不十分な適応計画は訴訟リスクを招き、地域社会にさらなる負担を強いることになる。同様に、政策立案者は、適応策が緩和目標や長期的なレジリエンスとどのように相互作用するかを考慮しなければならない。
- **企業（保険会社）へ：** 気候変動に起因する被害に対して施設をどのように適応させるかについて、法人顧客と早期に協議を行うことは、商業的な持続可能性と、より広範な公正性の観点の両方にとって重要である。
- **市民社会、NGO、および影響を受ける地域社会へ：** 実施が不十分である現状や、すべての国家に適応の義務があるという事実を踏まえると、適応に関する懸念を引き起こす人権上の課題は、今後ますます顕在化する可能性が高い。

5. 気候変動訴訟の影響と実施状況

気候変動訴訟が現実世界の変化を牽引するかどうかは、法廷での判決結果だけの問題ではない。成熟しつつある研究分野では、気候変動訴訟がさまざまな時間軸でどのような政策や行動の変化をもたらすかを追跡し、誰が恩恵を受けるかを検証している。実証的な証拠基盤は拡大しており、その影響は、立法や政策の枠組み、金融市場やリスク認識、市民社会、公的な議論、社会的動員といった分野に及んでいる。

判決の履行状況を追跡することは、気候変動訴訟が世界的に与える影響を理解する上で重要な要素である。しかし、気候変動に関する判決の履行と執行は依然として不均一であり、十分に解明されていない。

事例研究： フィンチ対サリー郡議会事件

2024年、英国最高裁判所は、サリー州における油井プロジェクトの開発を進める前に、そのスコープ3排出量を定量化・評価しなければならないとの判決を下した。この判決による短期的な影響は甚大であった。当該油井での掘削はサリー州のプロジェクトは中断され、この決定を受けて、英国で計画されていたその他の化石燃料プロジェクト群についても許可が停止された。その後、ウェスト・カンブリアの炭鉱は開発者によって永久に棚上げされた。また、新規プロジェクトにおいてはスコープ3排出量を評価しなければならないことを明確化する新たな政府指針も発表された。この事例はまた再生可能エネルギーインフラのライフサイクル排出量に対しても同等の基準を適用すべきかどうかという新たな議論を巻き起こした。



韓国およびニューヨーク州における政府の枠組み事例からのケーススタディ

最近の2つの判決は、野心的な法的枠組みの順守を確保することが決して容易ではないことを示している。韓国では、市民社会が憲法裁判所の判決を活用し、立法府に対し2031年から2049年までの拘束力のある排出目標を設定するよう命じさせ、気候目標の野心度をめぐる国民的な議論の方向性を転換させた。[ニューヨークでは、2025年に提訴された、Citizen Action of New York v. New York State Department of Environmental Conservation \(DEC\)](#)を相手取った訴訟は、強力な法的枠組みが存在する場合であっても、政治的反対に直面して司法判断を実施することの難しさを浮き彫りにしている。

次世代の政府枠組みに関する訴訟では、地球の気温上昇を1.5°C以内に抑えるという目標をオーバーシュートしてしまうという問題に取り組み始めている。

各国が、世界全体の排出削減目標のうち自国に割り当てられた「公平な分担」を達成するために、国内措置だけでは不十分な場合、気候変動訴訟を通じて、各国がどのようにそのギャップを埋めるべきかについて争われるようになる可能性がある。例えば、他国での排出削減に対する財政支援を行うこと、あるいは二酸化炭素の除去量拡大への投資を通じて、たとえ当初1.5°Cの閾値を超過したとしても、ネットマイナス排出を達成し、気温を安定化させることなどが挙げられる。2026年初頭に提訴された英国政府に対する枠組み訴訟である[R \(SOS UK, Tipping Point and Save Hemsby Coastline\) v. Secretary of State for Net Zero](#)は、この変化を如実に示している。3つの活動家団体は、英国が「公平な分担」を果たすためには、他国における排出削減を支援・加速させることを目的とした措置を講じる必要があると主張している。

主要な示唆

- **政府、立法者、規制当局へ**：実施こそが決定的な課題である。有利な判決を変化へと結びつけるには、持続的な政治的意志が必要だ。立法者や規制当局は、気候変動対策の野心が引き続き優先事項となるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。
- **裁判官と裁判所へ**：訴訟は現実世界に影響を及ぼし得るが、その影響は救済がどのように定められるかによって左右される。影響に関する研究が蓄積されるにつれ、どのような命令が執行可能であるかについて、ますます明確な指針が得られるようになるだろう。
- **市民社会、NGO、および影響を受ける地域社会へ**：気候訴訟において、判決の履行と執行は、独自の戦略的段階として浮上しつつある。判決後のフォローアップに充てる専用のリソースが不可欠である。
- **科学者および研究者へ**：訴訟が現実世界の変化を促進する条件に関する疑問に対し、研究が答えを出し始めている。この取り組みは、訴訟がどのようにして排出削減やレジリエンスの向上に向けた行動を最も効果的に推進できるかを理解する上で不可欠である。

結論

気候訴訟は今や、世界の気候ガバナンスの風景において恒久的な要素となっている。2017年にこの年次スナップショットシリーズを開始した当時、気候訴訟がそもそも成立するかどうかは定かではなかった。それから9年が経過し、この分野は著しく発展した。世界中の裁判所は、気候変動への直接的・間接的な寄与を理由に、政府、企業、銀行、金融機関を相手取った訴訟を審理し、判決を下すことを厭わない。

しかし、地政学的状況は変化しており、裁判所の決定の実施は困難を伴う場合があり、気候変動対策の緊急性はますます高まっている。

世界の気候訴訟の動向は、こうした複雑さを反映し始めている。今年の報告書では、その他の傾向の中でも、気候変動対策に反対する訴訟、SLAPP（戦略的訴訟による市民参加の抑圧）、および予防的訴訟の増加に加え、緩和策、適応策、環境保護、気候正義の成果の間に生じつつある緊張関係が浮き彫りにされている。

今後数年間において、問題となるのは、気候訴訟が気候変動対策に影響を与えるかどうかではなく、どの程度、どのような方向へ、そしてどのようなペースで影響を与えるかという点である。本報告書で記録された動向は、その答えが、数十の法域にわたる数百件の訴訟の累積的な影響によって形作られることを示唆している。これらの訴訟は、法制度や大陸の境界を越えて互いに学び合い、その速度をますます加速させている関係者たちによって推進されている。

2026年概況報告書の全文はこちら